

障害児への保健福祉的支援に関する研究 — T県における現状と課題 —

目 暮 眞 , 安 梅 勅 江
飯 島 久美子 , 平 山 宗 宏

(1) はじめに

従来障害児への支援は、保健サービスまたは福祉サービスという形で実施されてきた。保健と福祉の希求するところはWell-Beingと同一のものであるにもかかわらず、わが国においては政治的・社会的推移の影響下に、各々が別個の立場からの歴史を刻んできた。それ故支援を受ける側中心の一貫したサービスの提供という面では、今後さらに保健と福祉の有効な連携を図る必要があろう。

従って、本研究では、今後の保健と福祉の連携を促進するべく、その現状を把握し、あるべき姿を構築するに際しての基礎的資料とするものである。

(2) 対象と方法

対象は、中堅県の養護学校低学年の児童50名、通所施設を利用している障害幼児30名、及び障害児への保健福祉サービス施設機関である。

方法は、養護学校低学年に対しては、家庭訪問法、障害幼児・保健福祉サービス機関に対しては専門面接法を実施した。

保健福祉サービス機関としては、保健医療機関としての保健所・各種医療機関、教育機関としての障害児保育実施保育園・母子通園ホーム・養護学校、相談機関としての児童相談所・特殊教育センター等がある。本研究は小中等部の児童生徒を主体にした検討を行ったため、職業関係の保健福祉学的サービス機関は割愛した。

(3) 結果概要

支援施設機関に対する面接法で得られた課題をまとめると以下のようなになる。

1) 生活全般に関する総合相談機能の充実

各機関の相互理解に基づく障害の発見から最終的な社会適応段階までの困難への対応のため、精神的援助や情報提供を目的とした、日常生活上のすべての事柄にわたって相談可能な機関が近隣に存在することが必要である。

2) 児の発達を考慮した対応の充実

特に医療機関において、現況では児の身体的な支援が中心であるが、その時点だけではなく将来の発達への影響を診断時・入院時も十分に考慮する必要がある。

3) 対象の多様性への柔軟性な対応の強化

同じ障害でも大きな個人差があることは周知の通りであり、また保護者にも多様な特徴がある。それらに柔軟に対応するため、保健福祉学的支援に関しても複数のメニューを用意し、適宜適切に選択可能な状態にする必要がある。

4) 体系化された情報提供機能の確立

保健福祉関連情報は利用する側が積極的に求めない限り十分に獲得することは難しく、また積極的に求めたとしても決して適切な情報が充分得られるとは限らない現状であり、情報提供のあり方を検討する必要がある。

5) ニーズへの継続性のある対応の強化

医療・教育・職業・社会的機能を持つ保健福祉施設機関の間でスムーズに連携が困難な現状であり、その抜本的な改善方策への積極的取り組みも未だ充分ではない。

6) ニーズへの一貫性のある対応の強化

心身障害児の早期発見・早期療育に関しては、病院と保健所の連携、医学的施設機関と教育的施設機関の連携上の問題等、必ずしも早期発見

のためのシステムが全対象に行きわたってはならず、また早期に発見されたケースが有効に早期療育につながることも限らない状況である。

7) 障害児の体系的なニーズ把握体制の整備

供給側が把握している障害児側のニーズが必ずしも正確に把握されていないこと、明らかに障害児側のニーズとして上がってこないものの中に、供給側の対応姿勢とも関連した潜在的なニーズ存在の可能性が示唆された。障害児側のニーズをより供給機関側に反映させる為、供給側の支援に対する障害児側からのフィードバックシステムを開発すること、また潜在的ニーズを把握する為、定期的な質的ニーズ調査が必要である。

(4) 考 察

支援の問題点のひとつとして、児発達への配慮不足があげられた。先天性の障害は、出生直後に保護者にそれが告げられる場合と、ある一定の期間を経て告げられる場合があるが、必ずしも保護者の心理的動揺に対応できる専門家が将来の具体的な方向性や処遇の方法も含めて充分伝達されるわけではない。保護者の中には心理的受傷と共に病院めぐりに走ったり、家庭内に児と共に閉じ込められたりする者が少なくなく、児の発達にとって本来的に有効な働きかけがなされないで重要な時期を無為に過ごしてしまう者も多いことが示された。また施設側調査から明らかにされたもう一つの問題点としては、保健福祉施設機関の連携が必ずしも充分でないため、適切な支援を受けられるかどうかは、関心の高い、情報量の豊富な担当者に出会うかどうかといった個人的な要因に帰着していることが

随所で示された。

さらに本調査から、現行の支援においては「障害児に対する支援」は健常児への支援とはじめから区別され、区別されたものの中では必ずしも融通性のある支援がなされているとは限らない状況が見受けられた。障害児でも健常児でも予防及び健康増進の段階での保健福祉的支援の重要性が今後ますます大きくクローズアップされてくるであろう。障害児と健常児という区別は支援の目的においては排除しなければならないが、障害故に健常児より支援に対する受け入れの面で柔軟性に乏しくなっている場合は適宜対応方法を変えることが必須である。手段の選択メニューの範囲を広げ、いかにしてより有効な支援を行うかという次元で捕らえるべきである。

現状では県内の保健福祉施設機関の情報交換が必ずしもスムーズになされているとは言えず、日常生活状況に見合った具体的な児への関わり方に関する支援は一貫性・発展性に乏しいのが現状である。しかし複数の施設機関から情報共有のための評価・支援技法の必要性があげられ、今後の対応が期待されていた。

保健福祉支援の向上のためには単に一人の個が対象ではなく、個を包む環境としての家族・地域社会をも加味したダイナミクスを勘案する必要がある、生活情報に基づいた支援技法も家族全員を対象になされる必要がある。母子保健領域においても単に母子の健康化にとどまらず、家族及び社会を意識した健康化に対する取り組みがさらに期待されると言えよう。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



(1)はじめに

従来障害児への支援は、保健サービスまたは福祉サービスという形で実施されてきた。保健と福祉の希求するところは Well-Being と同一のものであるにもかかわらず、わが国においては政治的・社会的推移の影響下に、各々が別個の立場からの歴史を刻んできた。それ故支援を受ける側中心の一貫したサービスの提供という面では、今後さらに保健と福祉の有効な連携を図る必要がある。

従って、本研究では、今後の保健と福祉の連携を促進するべく、その現状を把握し、あるべき姿を構築するに際しての基礎的資料とするものである。